

京都市消防局訓令甲第 2 号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局違反処理規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月11日

京都市消防局長 森 澤 正 一

第16条の2第1項中「第17条の4第1項」の右に「及び第2項」を加え、同条第2項中「又は解除がなされる」を「解除その他公示が不要となる時」に改める。

第20条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「を受理した」を「の提出があった」に、「局長が」を「局長に」に改める。

第23条各号列記以外の部分中「という。）」の右に「及び行政事件訴訟法（第8号を除く。）」を加え、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 物件の保管、売却及び公示等に伴う費用納付命令書により費用の納付を命じる
とき。

第2号様式中「について」の右に「、 と認めるので」を加え、

「 この処分に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して（30日・60日）以内に（京都市消防局長、京都市長、京都府知事）に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。 」

「 この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して（30日・60日）以内に、（京都市消防局長・京都市長）に対して（審査

請求・異議申立て)をすることができます。

また、この処分を受けた日((京都市消防局長・京都市長)に(審査請求・異議申立て)をしたときは、当該(審査請求・異議申立て)に対する(京都市消防局長・京都市長)の(裁決・決定)を受けた日の翌日から起算して(30日・6箇月)以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)

改める。

第2号様式の2第1面備考以外の部分及び同様式第2面中

「この処分に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して

30日

以内に京都市消防署長(消防局長)に対し、行政不服審査

60日

査法に基づき審査請求をすることができます。

「この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して

30日

以内に、(京都市消防署長・京都市消防局長)に対して審査

60日

請求をすることができます。

また、この処分を受けた日((京都市消防署長・京都市消防局長)に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する(京都市消防署長・

30日

京都市消防局長)の裁決を受けた日の翌日から起算して以内に、

6箇月

京都市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)

改める。

第5号様式の2中

「この処分に不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に京都市消防局長に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分を受けた日（京都市消防局長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。」

改める。

第6号様式中

「この処分に不服がある場合は、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に京都府知事に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、京都市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分を受けた日（京都市長に異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する京都市長の決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。」

改める。

第8号様式中

「この戒告に不服がある場合は、この戒告を受けた日の翌日から起算して60日以内に（京都市消防局長、京都市長、京都府知事）に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、（京都市消防局長・京都市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、この処分を受けた日（（京都市消防局長・京都市長）に（審査請求・異議申立て）をしたときは、当該（審査請求・異議申立て）に対する（京都市消防局長・京都市長）の（裁決・決定）を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

改める。

第9号様式中

「この処分に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して60日以内に（京都市消防局長、京都市長、京都府知事）に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、（京都市消防局長・京都市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。

また、この処分を受けた日（（京都市消防局長・京都市長）に（審査請求・異議申立て）をしたときは、当該（審査請求・異議申立て）に対する（京都市消防局長・京都市長）の（裁決・決定）を受けた日）の翌日から起算

して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。」

改める。

第11号様式（注）以外の部分中

「この処分に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して60日以内に（京都市消防局長、京都市長、京都府知事）に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、（京都市消防局長・京都市長）に対して（審査請求・異議申立て）をすることができます。」

また、この処分を受けた日（（京都市消防局長・京都市長）に（審査請求・異議申立て）をしたときは、当該（審査請求・異議申立て）に対する（京都市消防局長・京都市長）の（裁決・決定）を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。」

改め、同様式（注）を削る。

第18号様式（注）以外の部分中「発消」を「京都市 消防署（消防局）達」に、

「この処分に不服がある場合は、この命令を受けた日の翌日から起算して60日以内に（京都市消防局長、京都市長、京都府知事）に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、（京都市消防局長・京都市長）に対して審査請求をするこ

とができます。

また、この処分を受けた日（（京都市消防局長・京都市長）に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する（京都市消防局長・京都市長）の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

改め、同様式（注）を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

（関係訓令の一部改正）

2 京都市火災調査規程の一部を次のように改正する。

第7号様式及び第12号様式中

「この処分に不服がある場合は、この命令のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に京都市消防長に対し、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。」

「この処分に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。」

また、この処分を受けた日（京都市消防局長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

改める。

(消防局予防部予防課)